

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

(新設)

			資料番号	4-9	担当課	長寿介護課
法令名	介護保険法施行令	根拠条項	第37条の11において準用する第37条の5第3項	不利益処分の種類	指定情報公表センターに対する情報公表事務の方法の改善命令	

○介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
（指定情報公表センターの指定等についての準用）

第37条の11 第37条の3、第37条の4第1項及び第37条の10の規定は指定情報公表センターの指定について、第37条の4第2項及び第3項、第37条の5、第37条の6、第37条の8並びに第37条の9の規定は指定情報公表センターについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第37条の5第1項	調査事務	情報公表事務
第37条の5第2項	前項	第37条の11において準用する前項
	調査事務	情報公表事務
	調査を	公表を
第37条の5第3項	調査事務	情報公表事務
省略		

（調査の方法）

第37条の5 指定調査機関は、公正に、かつ、都道府県知事が毎年定める調査事務に関する計画に従い、調査事務を行わなければならない。

2 前項の計画には、調査事務の対象となる介護サービス事業者（法第115条の35第1項に規定する介護サービス事業者をいう。）の名称、調査を行うべき時期その他の厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。

3 都道府県知事は、調査事務の方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その方法を改善すべきことを命ずることができる。